



日耳鼻医会 FAXニュース

平成28年4月5日発行 第237号

◎平成28年度定時都道府県代議員会 ならびに総会の開催について

3月27日、事務所で開かれた平成27年度第6回全理事会で平成28年度の定時都道府県代議員会ならびに総会について協議され、次のように決定致しましたのでお知らせ致します。

日時：平成28年6月26日(日)午後1時～午後3時半
会場：ベルサール八重洲2階(東京駅近く)

【報告事項】平成27年度庶務報告および事業報告

【協議事項】(注：各号議案の“承認を求める件”を省略)

第1号議案 平成27年度収入・支出決算について

第2号議案 平成28年度事業計画(案)について

第3号議案 平成28年度収入・支出予算(案)について

第4号議案 平成28・29年度役員選出について

午後2時半開始予定の特別講演は、江戸川大学社会学部人間心理学教授福田一彦先生にお願い致しました。

今年度は役員のほか、代議員・予備代議員も交代になります。関係書類を加入医会の会長・連絡責任者・個人会員に4月上旬に送らせて頂きますので、回答を宜しくお願い致します。議案書は6月上旬に発送予定です。

また、平成29年は前身の日本耳鼻咽喉科医会連合会発足から数えて50周年に当たりますので、記念式典を行う事も承認されました。

～～平成28年度会議日程予定～～

- ◆5月22日 平成28年度第1回全理事会
- ◆6月26日 定時都道府県代議員会&総会 第2回全理事会
- ◆9月18/19日 第41回臨床家フォーラム(海峡メッセ下関)
- ◆10月2日 第3回全理事会
- ◆11月27日 第4回全理事会&平成28年度医会長協議会
- ◆29年1月22日 第5回全理事会
- ◆3月26日 第6回全理事会
- ◆5月28日 平成29年度第1回全理事会
- ◆6月25日 定時都道府県代議員会&総会 第2回全理事会

■電子処方箋4月解禁 スマホお薬手帳と連動

患者に渡す薬の情報を電子データ化し、スマートフォンの電子版お薬手帳とも連動する電子処方箋の運用が4月解禁される。患者の了解を得た上で、複数の医療機関と薬局がインターネットのサーバーを通じてデータを共有でき、飲み合わせの確認や服薬指導にも役立つと期待される。厚労省によると、薬局は電子処方箋に基づき、薬の効

能や服用上の注意などの情報を患者の電子版手帳に送信出来るようになる。

厚労省疑義解釈より B011-3注2【薬剤情報提供料】(問107) 区分番号「B011-3」薬剤情報提供料について、電子版の手帳であって、「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」の「第三運営事業者等が留意すべき事項」を満たした手帳を保有する患者が医療機関を受診した際、当該手帳の内容を一元的に情報閲覧できる仕組みが利用できない医療機関では、①どのように手帳の内容を確認することになるのか。②注2に規定する手帳記載加算は算定できるのか。

(答) ①患者からお薬手帳の情報が含まれる電子機器の画面を見せてもらう等の方法により、服薬状況を確認すること。

なお、患者の保有する電子機器を直接受け取って閲覧等を行おうとすることは、患者が当該電子機器を渡すことを望まない場合もあるので、慎重に対応すること。

②当面の間、この様な場合に限って、当該情報が記載されている文書(シール等)を交付することで手帳記載加算を算定できることとする。

なお、保険薬局(電子版の手帳を提供した保険薬局等)においては、当該患者が来局した場合、当該医療機関が提供した文書の情報を電子的に手帳に入力するなど、電子版の手帳で一元的に管理できるよう対応すること。

■日本郵便、薬を宅配

在宅患者向け

日本郵便が薬の宅配を始める。医師の処方箋をもとに調剤薬局の最大手と提携し、5月にも東京、札幌、名古屋で宅配便の「ゆうパック」で運ぶ。政府は医療費抑制に向けて在宅医療の拡大を進めており、民間企業も対応サービスを強化している。新たなサービスは医師が認め、薬局と契約書を結んだ患者が対象になる。宅配出来る薬は錠剤や点滴の液剤など薬剤師が問題ないと判断したものだけ。在宅医療を受けている患者は先ず医師の診断を受け、処方箋を貰う。薬剤師は患者を訪問し、対面で服用方法などを指導する。その後、薬局からゆうパックで薬を送る仕組み。厚労省の調査では、2014年の在宅医療患者は1日当たり、156,400人(推計)で調査開始以来最高。

■患者の申し出療養、4月から

混合診療を拡大 高額負担に懸念も

混合診療の拡大策「患者申し出療養」制度が4月からスタートする。日本では認められていない医療をいち早く受けられる可能性が広がるが、保険外の自己負担は高額で、患者にとって使いやすい制度になるかどうかは未知数。厚労相が想定しているのは、国内未承認の薬や治療法のほか、既に承認されている薬や治療法を別の疾患で試みる場合。

患者は全国に80以上ある大学病院等の特定機能病院などを通して、国に申し出る事が可能になる。患者団体は

「一部の裕福な人しか使えない制度になるのでは」と懸念する。厚労省はより多くの人が少ない負担で新たな医療を受けられる環境を作るため、患者申し出療養を実施する医療機関に対し、保険適用が可能になる時期の目標やどのようにデータを収集していくのかといった内容を記載した行程表の作成を義務づける。

■いわゆる門前薬局の評価の見直し

平成28年度診療報酬改定

いわゆる大型門前薬局の評価の見直し(特例の追加)
※大型門前薬局の評価の適正化のため、薬局グループ全体の処方箋受付回数が4万回超のグループに属する保険薬局のうち、①特定の医療機関からの処方箋集中率が極めて高い保険薬局又は②医療機関と不動産の賃貸関係にある保険薬局の調剤基本料を引き下げる。

(新)調剤基本料3 20点

①処方箋集中率が95%超の薬局 ②特定の医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある薬局

◆保険薬局の構造規制の改正案などについて-改正案
○「一体的な構造」の解釈を改め、公道等を介する事を一律に求める運用を改めることとする。→原則、保険医療機関と保険薬局が同一敷地内にある形態も認める。

○ただし、保険医療機関の建物内に保険薬局がある形態(「院内薬局」)や、両者が専用通路で接続されている形態は引き続き認めない。

○保険薬局の「経営上の独立性」の確保の実効ある措置として、指定の更新時に、不動産の賃貸借関連書類や当該薬局の経営に関する書類など、「一体的な経営」に当たらないことを証明する書類の提出を求める。(28.1.29中医協了承)



定量噴霧式アレルギー性鼻炎治療剤

処方せん医薬品(注意-医師等の処方せんにより使用すること) 薬価基準収載

アラミスト® 点鼻液27.5µg 56噴霧用

Allermist® 27.5µg 56metered フルチカゾンフランカルボン酸
Nasal Spray エステル点鼻液

※「効能・効果」、「用法・用量」、「用法・用量に関連する使用上の注意」、「禁忌を含む使用上の注意」等については添付文書をご参照ください。

製造販売元(輸入) グラクソ・スミスクライン株式会社 グラクソ・スミスクラインの製品に関するお問い合わせ・資料請求先
TEL:0120-561-007(9:00~18:00/土日祝日および当社休業日を除く)
〒151-8566 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-6-15 GSKビル FAX:0120-561-047(24時間受付) 2010.5

発行 (特)日本耳鼻咽喉科医会
〒104-0031東京都中央区京橋2-11-8全医協連会館5F
TEL(03)5524-5230 FAX(03)5524-5228
HP: <http://www.jenti.or.jp> E-mail jimu@jenti.or.jp